

昨年^{さき}の高知県の特殊詐欺被害約1億1,342万円!

高知県における昨年の特殊詐欺被害は前年に比べて、件数は1.5倍、被害額は2倍以上でした。最近の特殊詐欺被害は、老若男女を問わず誰もが被害に遭う可能性が高くなっています。昨年の一番多い年齢別被害状況は、80歳以上の方11件、50歳～59歳の方9件、60歳～69歳の方6件でした。

警察官、銀行員、市役所職員をかたり、お金や銀行等の口座に関する不審な電話による特殊詐欺が全国的に多発しています。警察官が預貯金に関する事を聞いたり、自宅にキャッシュカードや通帳を預かりに行くことはありません。被害に遭わない為に、キャッシュカードや通帳を要求したり、暗証番号を聞き出そうとする電話や来訪者があった場合、家族や警察等に必ず相談してください。

詐欺被害の相談先は...

警察総合電話 ☎#9110
南国警察署香美警察庁舎 ☎52-0110
香美地区地域安全協会 ☎53-1855

手 口	件数	金額
オレオレ	2	680万円
預貯金	11	約2,647万円
架空請求	20	約6,816万円
融資保証	3	約281万円
還付金	0	0
金融商品	1	792万円
ギャンブル	0	0
交際あっせん	0	0
キャッシュカード	1	約126万円
その他	0	0
合 計	38	約1億1,342万円

※令和2年の暫定値 (金額は千円以下を四捨五入)。

被害に遭わないための3つのポイント

- ① 通帳やキャッシュカードを渡さない!
- ② 暗証番号を教えない!
- ③ 家族や警察に相談!



南国警察署交通課
高齢者アドバイザー 坂本扶左
☎52+0110 (香美警察庁舎)

運転免許の自主返納を知っていますか?

車やバイクに乗ることに不安を感じたら、自主的に免許を返納することをおすすめします。

返納については、運転適性相談室(☎088-893-1221、運転免許センター内)または南国警察署(香美庁舎)交通課にお問い合わせください。

令和かわら版

安全運転5則

1. 制限速度を必ず守る。
2. カーブの手前で、スピードを落とす。
3. 交差点では必ず安全を確かめる。
4. 一時停止場所で、横断歩行者の安全を守る。
5. 飲酒運転は、絶対にしない。

国民年金

国民年金保険料の納め忘れはありませんか?

国民年金保険料は日本年金機構から送られる納付案内書で、毎月の保険料を翌月末までに納めていただくことになっています。

納め忘れがあると、将来受け取る**老齢基礎年金**の額が少なくなったり、場合によっては年金が受けられなくなることがあります。また、**障害基礎年金**や**遺族基礎年金**が受けられなくなることがあります。

口座振替を利用ください

国民年金保険料の納付には、便利で割引制度もある口座振替や、まとめて支払うことにより割引となる前納制度があります。

口座振替やクレジットカードによる前納

- 2年前納・・・4月分から翌々年3月分をまとめて4月中に納付(※1)
- 1年前納・・・4月分から翌年3月分をまとめて4月中に納付(※1)
- 半年前納・・・4月分から9月分までの半年分をまとめて4月中に納付
- 10月分前納・・・4月分から10月分までの半年分をまとめて10月中に納付(※2)
- 早割制度・・・当月末の指定口座よりの引き落とし(通常は翌月末の引き落とし)により、月々の保険料が50円割引になります。お近くの年金事務所、口座のある金融機関窓口でも申し込むことができます。

(※1) 初めて登録する方は、口座振替(クレジットカード)は2月末までに申込みが必要です。

(※2) 口座振替(クレジットカード)の場合は、4月からの前期半年前納をご希望の方は2月末まで、10月からの後期半年前納をご希望の方は8月末までにお手続きください。

納付書前納

納付書の中から前納分の納付書を使って納付いただけますが、2年前納は4月末までに申込みが必要です。

保険料は、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。

【問い合わせ先】

南国年金事務所 ☎088-864-1111
市民保険課国民年金係 ☎53-3115

家畜・家きん飼育状況の定期報告を!

国内で高病原性鳥インフルエンザや豚コレラが発生しました。このため、家畜や家きんの飼育状況をより正確に把握して防疫に役立てるため、家畜や家きんを飼育されている方々は、家畜伝染病予防法に基づき、飼育頭羽数や衛生管理状況を、家畜保健衛生所に定期的に報告することが義務づけられています。

報告が必要な家畜・家きんは、次の15種類です。

- ・牛・水牛・鹿・馬・めん羊
- ・山羊・豚・いのしし・鶏・あひる・うずら・きじ
- ・だちよう・ほろほろ鳥・七面鳥

報告は、毎年1回、2月1日の飼育状況を所定の報告用紙に記入し、4月15日までに家畜保健衛生所に提出してください。報告用紙は家畜保健衛生所または県畜産振興課にあります。※詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ・提出先】

中央家畜保健衛生所香長支所
☎52・3069

障害基礎年金等を受給中のひとり親家庭の方へ

◆令和3年3月分(令和3年5月支払い)から手当額の算出方法と支給制限に関する所定の算定方法が変更されます。①児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります。

これまで、障害基礎年金等を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害年金の

子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。なお、障害基礎年金等以外の公的年金等を受給している方は、今回の改正後も、調整する公的年金等の範囲に変更はありません。②支給制限に関する所得の算定が変わります。

児童扶養手当制度には、受給資格者と受給資格者と生計を同じくする民法上の扶養義務者などについて、それぞれ前年の所得に応じて支給を制限する取り扱いがあります。3月分の手当以降は、障害基

礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付等が含まれます。

◆手当を受給するための手続既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方は、原則、申請は不要です。それ以外の方は、6月30日までに福祉事務所への申請が必要です。なお、3月1日より前であっても事前申請は可能です。

【問い合わせ先】

福祉事務所 ☎53・3117
※詳しくは香美市ホームページをご確認ください。